

○立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用規程

平成24年3月14日

告示第15号

改正 平成28年3月29日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、立科町を広くアピールし、イメージアップを図ることを目的としたロゴマーク及びキャラクターデザイン（以下「ロゴ・キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請及び使用承認)

第2条 ロゴ・キャラクターを使用しようとするものは、本規程を遵守することを前提に、ロゴ・キャラクター使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が業務を目的として使用する時。
- (2) 町長が「立科町」の宣伝活動・広報活動の趣旨に基づき使用する時。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報目的に使用する時。
- (4) その他使用承認の手続を必要としないと町長が認めた時。

2 デザインの使用に際しては、当該使用に係る物件の企画書又は完成見本を提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。

3 町長は、前項の規定により承認する場合において、使用に係る承認条件を付することができる。

(使用承認の期間)

第3条 ロゴ・キャラクターの使用承認の期間は、使用を承認した日から起算して5年以内の年度末までとする。

2 使用承認の満了時において、引き続きロゴ・キャラクターを使用しようとする場合は、改めて前条の承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第4条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴ・キャラクターの使用を承認しないものとする。

- (1) 立科町及びロゴ・キャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (2) デザインの使用に際して、定められた色、形式等を正しく使用していないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政党、候補者及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 品質、性能等に関して公的機関の認定等を必要とする商品等にデザインを使用する場合の当該認定等が得られていないとき。
- (8) デザインを商品等（加工品、特産品、農産品、広告物等）に使用する場合に、その使用者が町外の事業者（町内に事業所を有する事業者又は立科産を使用した産物に使用する場合を除く。）であるとき。
- (9) 町税及び町に納付すべき各種料金に滞納があるとき。
- (10) その他ロゴ・キャラクターの使用が適当でない認められるとき。

（使用料）

第5条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は次の使用料金を支払わなければならない。

印刷物1枚当たり1円

- 2 前項に規定する使用料金は、町長が発行する納入通知により納付するものとする。

（使用料の減免）

第6条 町内に事務所を有する公共的団体等が使用するときは、使用料金を減免することができる。

- 2 町長が特に必要と認めたときは、使用料金を減免することができる。

（遵守事項）

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた事項以外の目的にロゴ・キャラクターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。
- (2) デザインの使用に際して、別記「ロゴ・キャラクターデザイン」により正しく使用すること。
- (3) ロゴ・キャラクターを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、立科町に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- (4) ロゴ・キャラクターの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (5) デザインの使用に際して、知的所有権等の紛争が生じた場合は、使用者の責任において処理するものとし、町長に対し、損害賠償その他の請求及び権利の主張は行えない。
- (6) その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用承認の変更)

第8条 申請書の内容に変更が生じた場合は、ロゴ・キャラクター使用承認変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、改めて変更後の使用承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(使用承認の取消)

第9条 使用者は、ロゴ・キャラクターを使用する必要がなくなった場合は、ロゴ・キャラクター使用承認取消届(様式第5号)に、使用承認書(変更があった場合は変更後のもの)を添えて町長に提出しなければならない。

(使用承認の取消事由)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程又は承認条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。

(3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条の届出が行われたとき。

2 使用者は、前項の規定により使用の承認を取り消された場合、当該承認により作成された物品等を使用又は販売してはならない。

3 町長は、使用者が第1項の規定により使用の承認を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第11条 町長は、使用を承認したロゴ・キャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は町長から要請を受けた場合は、ロゴ・キャラクターの使用実態を報告及び使用製品等を提供しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴ・キャラクターの使用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日訓令第8号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記

ロゴ・キャラクターデザイン

1 ロゴマークデザイン



色指定 あり  
又は白黒・単色

2 キャラクターデザイン「しいなちゃん」



色指定 あり

又は白黒・単色

様式第1号（第2条関係）

ロゴ・キャラクター使用承認申請書

年 月 日

立 科 町 長 様

申請者

所在地

名称

代表者名

㊟

立科町地域ブランドロゴ・キャラクターを下記により使用したいので、申請します。

記

1 使用デザイン                      ロゴ ・ キャラクター

2 使用目的

3 使用方法及び使用枚数

4 使用期間                              年 月 日 ～                      年 3月31日

5 添付書類

ロゴ・キャラクターデザインを使用しようとする事業に関する企画書（広告等については、広告の原稿、広告費用、製作数量、広告計画等を明記する。）又は完成見本（写真でも可）を添付してください。

6 連絡先

担当部署・担当者名

電 話

F A X

様式第2号（第2条関係）

ロゴ・キャラクター使用承認書

立科町指令 第 号  
年 月 日

様

立科町長

年 月 日付けで申請のあった立科町地域ブランドロゴ・キャラクターの使用について承認します。

使用の際は、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用規程を遵守してください。

使用デザイン                      ロゴ ・ キャラクター

使用者

使用承認期間                      年 月 日 ～                      年 月 日

使用枚数及び使用料                      枚                      円

〔使用承認条件〕

- 1 ロゴ・キャラクターの図形の拡大・縮小することは可能とするが、一部のみの使用、図形の変形、若しくは他の図形や文字と重ねて使用することはできない。
- 2 キャラクターデザイン「しいなちゃん」を使用する場合は、その図形の周囲の適当な位置に「立科町マスコットキャラクター しいなちゃん」の文字を入れること。
- 3 キャラクターデザイン「しいなちゃん」を使用する場合の着せ替え等のバリエーションについては、町のイメージを損なわないものとし、事前に町長の承認を得ること。
- 4 使用承認期間中に承認の取消しが行われても、納付された使用料の返還はしない。

立科町役場

担当者

電 話                      0267-56-2311

F A X                      0267-56-2310

様式第3号（第8条関係）

ロゴ・キャラクター使用承認変更申請書

年 月 日

立 科 町 長 様

申請者

所在地

名 称

代表者名

㊟

立科町地域ブランドロゴ・キャラクターの使用内容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由



様式第4号（第9条関係）

ロゴ・キャラクター使用承認変更承認書

立科町指令 第 号  
年 月 日

様

立科町長

年 月 日付けで申請のあった立科町地域ブランドロゴ・キャラクターの使用  
変更について承認します。

使用の際は、立科町地域ブランドロゴ・キャラクター使用規程を遵守してください。

使用デザイン          ロゴ ・ キャラクター

使用者

使用承認期間          年 月 日 ～          年 月 日

使用枚数及び使用料          枚          円

立科町役場 担当者 電 話          0267-56-2311 F A X          0267-56-2310
--

様式第5号（第9条関係）

ロゴ・キャラクター使用承認取消届

年 月 日

立 科 町 長 様

申請者

所在地

名 称

代表者名

㊟

下記の理由により、立科町地域ブランドロゴ・キャラクターの使用を終了しますので、  
届け出ます。

届出の理由

添付書類

ロゴ・キャラクター使用承認書（変更があったときは変更後のもの）

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)